

果樹新規就農者円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金交付要綱

令和8年7月15日決 裁

（趣 旨）

第1条 県は、果樹における新規就農希望者の円滑な就農を促進するため、果樹新規就農者円滑化事業実施要領（令和8年7月15日決裁、以下「実施要領」という。）別記1に基づき、事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要領別記1に基づいて実施する事業とし、補助対象経費及び補助額は、[別表1](#)に定めるところによる。

（交付の条件）

第3条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は除く。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（軽微な変更）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。

- 一 事業の中止又は廃止
- 二 補助金の増又は30%以上の減
- 三 補助対象事業の目的及び事業効果に直接関わる事業内容の変更

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、[様式第1号](#)とする。

2 申請書の提出期限は、年度ごとに別に定めるものとする。

3 補助事業者は第1項の申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭

和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請書提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

4 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（暴力団排除に関する誓約）

第 6 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、第 5 条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは[様式第 2 号](#)により通知する。

（事業の変更等の申請）

第 8 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止しようとする場合は、第 5 条の規定に準じた手続により変更交付申請を行うものとする。この場合、申請書の様式は、[様式第 3 号](#)とする。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、[様式第 4 号](#)の計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 9 条 知事は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条の規定に基づく本補助金の交付決定の全部または一部を取消することができるものとする。

- 1 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- 2 交付決定の内容または目的に反して本補助金を使用したとき
- 3 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき
- 4 その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

（遂行状況報告）

第 10 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の報告書の様式は、[様式第 5 号](#)のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出時期は、毎年度補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後 30 日以内又は、当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い方を原則とする。
- 3 第 5 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、[様式第 6 号](#)のとおりとする。

（補助金の支払）

第 13 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書（[様式第 7 号](#)）に基づき支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、第 9 条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、第 12 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、[様式第 8 号](#)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令に従い当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第 15 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の日の翌日から起算する。

- 2 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、本事業により取得した 1 件の取得価額が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助対象事業により取得し、効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、第 1 項に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ただし、補助事業者が、取得財産を事業趣旨に基づき処分制限期間内に研修生へ貸し付け、又は譲渡する場合は、知事の承認を要しない。この場合において、第 16 条の規定による届出を行うものとする。

- 4 取得財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収

入の全部又は一部を埼玉県に納付させることがある。

(財産の譲渡及び貸付)

第 16 条 補助事業者が、本事業により取得した財産を、事業趣旨に基づき処分制限期間内に研修生へ譲渡又は貸し付けしたときは、[様式第 9 号](#)により、譲渡日又は貸付日から 30 日以内に知事へ届け出るものとする。

(書類の整備等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期限は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

ただし、本補助事業による取得財産がある場合は、前記の期間を経過後、第 15 条第 1 項の規定により知事が定める期間を経過する日、又は当該財産の財産処分が完了する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(書類の提出先等)

第 18 条 補助事業者が、規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類については、管轄の農林振興センターを経由して農業支援課へ 1 部を提出するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 5 日から施行する。

別表 1

事業の内容	補助対象経費	補助率	上限額・期間 (研修生1名当たり)
1 研修環境整備支援 研修に供する果樹棚、農業用機械、農業用施設の整備に対して助成する。	次の1～3のいずれかに該当するもので、税抜単価10万円以上かつ事業費の合計額が税抜50万円以上のもの。 1 研修用樹園地の果樹棚及び多目的防災網等の設置・修繕 2 研修に必要な農業用施設の設置・移設・修繕 3 研修に必要な農業用機械（スピードスプレーヤ、選果機、乗用モア等）の導入及び修繕	3 / 4 以内	上限：7,500 千円
2 研修経費支援 事業実施主体と関係機関が連携し、研修用樹園地の確保、指導員の配置、実践的な研修の実施等を行う取組に対して助成する。	1 研修実施に要する経費（資材等の消耗品費、機械及び施設の賃借・リース料、傷害保険料、樹園地の賃借料等） ※リース料、保険料、賃借料等については、補助対象期間内に係る費用に限る	3 / 4 以内	上限：720 千円 期間：連続する24か月以内

様式第 1 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）
補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
申請者名：
代表者名：

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円
（消費税等相当額を 含む ・ 含まない ）

2 補助事業の目的

3 補助事業の完了予定年月日
年 月 日

4 補助事業の内容
別紙 1 実施計画書のとおり

5 事業費の収支予算（実績）

（１）収入の部

単位：円

事業区分	負担区分	予算額	(実績報告時) 精算額	差額
研修環境整備 支援	県補助金			
	その他（補助金・借入金等）			
	自己資金			
	小 計			
研修経費支援	県補助金			
	その他（補助金・借入金等）			
	自己資金			
	小 計			
合 計				

（２）支出の部

単位：円

事業区分	予算額	(実績報告時) 精算額	差額
研修環境整備支援			
研修経費支援			
合 計			

注：１において消費税等相当額を「含む」を選択した場合は税込金額を、「含まない」を選択した場合は税抜金額を記載すること。

6 添付資料

- （１）別紙１ 実施計画書
- （２）別紙２ 事業予算（実績）額内訳書
- （３）研修生の就農計画（実施要領 別記１ 参考様式２）
- （４）研修生の誓約書（実施要領 別記１ 参考様式３）
- （５）研修生の履歴書（任意様式）
- （６）研修環境整備支援事業を活用する場合、施設・機械の参考見積（１者）、参考資料（仕様、カタログ写し等）

※研修生の受入れ前に、要綱別表１の１の事業のうち、補助対象経費の１又は２を実施する場合は（３）～（５）の資料の添付は要しない。この場合、受入れる研修生が確定したときは、当該資料を県に提出すること。

別紙 1

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）

実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名	ふりがな
所 在 地	〒 —
代 表 者	役職名 ふりがな 氏 名
担 当 者 連 絡 先	ふりがな 氏 名 電 話 () E-mail

2 事業実施体制の構成員

氏名又は名称	所 属	所在地	役 割

3 研修用樹園地の取得状況（計画時・実績時）

所在地	面積 (m ²)	名義人氏名	權利設定時期 (*)	備考

*研修用樹園地の権利設定時期（予定含む）を記入すること

4 研修生選考

(1) 研修生の募集状況等

ア 研修予定者が決まっている場合

氏 名	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農準備資金の受給予定	有 ・ 無 ・ 受給中 ・ 未定
雇用契約の有無	有 ・ 無

※研修生が複数いる場合は、適宜欄を追加してください。

イ 研修生を受入れ見込みの場合

募集方法	
受入れ見込み人数	
募集サイトの URL 等	

(2) 研修生選考審査内容（予定・実績）

審査員（所属・氏名）	実施時期	審査内容	審査結果

5 事業の内容

(1) 研修計画（実績）

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		

月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		

(2) 指導員の配置計画 (実績)

指導員の氏名	所属・役職等	指導実績・資格等

(3) 事業による財産（機械、施設等）の取得又は修繕等計画（実績）

取得 (修繕等) 財産	財産名		数 量		(単位) 台・式
	型式・規格・ 仕様等				
	対象品目				
	利用(導入)面積	(a ・ ha)			
	施設修繕等内容 (修繕・移設の場合 記入)				
総事業費 (財産取得(修繕等)額)		[a]			円
うち本体価格		[b]			円
うち消費税額		[c]			円

注：本事業により財産を取得又は修繕する場合は、各件につき作成してください。

別紙 2 事業予算（実績）内訳書

事業区分	経費区分	内容	予算額	(実績報告時) 精算額
研修用樹園地整備支援	施設整備費			
	機械整備費			
	小計		0	0
研修経費支援	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）			
	役務費（通信運搬費等）			
	使用料及び賃借料			
	保険料			
	小計		0	0
	合 計		0	0

別紙3（第6条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地： _____

事 業 者 名： _____

代表者役職氏名： _____

様式第 2 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）
補助金交付決定通知書

農支第 号
年 月 日

（あて先）
補助事業者 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）、果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、要綱第 8 条に基づき、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は除く。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

3 申請の撤回

代表者等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があることにより、補助金交付の申請を撤回しようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出すること。

様式第 3 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所：
実施主体名：
代 表 者 名：

年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 補助金交付申請額

既交付決定額	金〇〇円
追加（減額）交付申請額	金〇〇円
合計額	金〇〇円

注） 1 記の記載様式は、様式第 1 号に準じて作成すること。

この場合において、同様式中の「補助事業の目的」を「変更（又は中止若しくは廃止）の理由」と書き換えること。

2 添付資料

- （1）別紙 1 実施計画書
- （2）別紙 2 事業予算（実績）額内訳書
- （3）その他変更の内容を示すために必要な資料

様式第4号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金
変更承認書

農支第 号
年 月 日

（あて先）
補助事業者 様

埼玉県知事

年 月 日付け農支第 号で交付決定し、年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請があった果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金については、申請のとおり変更（中止・廃止）を承認します（承認し、下記のとおり交付決定額を変更します）。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 交付金額（変更前） | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額（変更後） | 金 | 円 |

様式第 5 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）実績報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所：

実施主体名：

代 表 者 名：

年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金実績額 金 円
（消費税等相当額を 含む ・ 含まない ）

注：消費税等相当額を「含む」を選択した場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令に従い当該消費税等仕入控除税額を県に返還すること。

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4～5 様式第 1 号に準じて作成すること。

6 添付資料

- (1) 別紙 1 実績報告書
- (2) 別紙 2 事業実績額内訳書
- (3) 事業費の支出根拠書類（領収書、通帳の写し等）

- (4) 見積書（2者）
- (5) その他参考となる資料

様式第 6 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金
交付額確定通知書

農支第 号
年 月 日

(あて先)

事業実施主体 様

埼玉県知事 ○○○○

年 月 日付け農支第 号で交付決定の通知をした標記補助金については、
年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 確 定 額 金 円

(留意事項)

消費税等相当額を含む金額で補助金の額の確定を受けた場合、額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令に従い当該消費税等仕入控除税額を県に返還すること。（交付要綱第 15 条第 2 項 参照）

様式第 7 号

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金
（概算払）交付請求書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所：

実施主体名：

代 表 者 名：

年 月 日付け農支第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり（概算払いにて）交付されたく請求します。

記

1 （概算払）請求額

交付決定額	既請求額	今回請求額
円	円	円

2 振込先口座

区分	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義 （フリガナ）	
	債権者コード	

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所 :

実施主体名 :

代 表 者 名 :

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け農支第 号をもって額の確定を受けた標記補助金について、果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金交付要綱第 13 第の規定による補助金の額の確定額（年 月 日付け農支第 号による額の確定通知額）

金 _____ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 _____ 円

- 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 _____ 円

- 4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額） 金 _____ 円

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所 :
実施主体名 :
代 表 者 名 :

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）による取得財産の研修生への
譲渡（貸し付け）に係る届出書

果樹新規就農円滑化事業（研修環境整備支援事業）補助金により取得した財産について、
下記のとおり譲渡（貸し付け）したので届け出ます。

記

1 譲渡又は貸し付け財産

財産名	取得価額 (円)	取得 年月日	財産処分期 間〈年〉	譲渡又は貸し 付けの別(*)	譲渡日又は 貸付開始日

*該当する方法（譲渡又は貸し付け）を記載すること

2 譲渡又は貸付の相手方

住 所	
氏名(ふりがな)	
備 考	

3 貸し付けの場合は、譲渡予定日
○年○月